

議員提出議案第3号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月27日提出

宝塚市議会議長 富川晃太郎様

(提出者)

宝塚市議会議員 大川裕之
同 三宅浩二
同 寺本早苗
同 大島淡紅子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「702,400円」を「718,600円」に、「631,100円」を「645,600円」に、「579,400円」を「592,700円」に改める。

附則第2項中「令和5年11月1日」を「令和6年4月1日」に、「702,400円」を「718,600円」に、「667,200円」を「682,600円」に、「631,100円」を「645,600円」に、「599,500円」を「613,300円」に、「579,400円」を「592,700円」に、「550,400円」を「563,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。